

「岩内町立学校に係る部活動の方針」【概要版】

方針策定の趣旨等

現在の学校における部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育、学校課程の一環として行われている。

さらに、異年齢との交流の中で生徒同士や教師と生徒の人間関係の構築が図られ、生徒が多様な学びや経験をする場として教育的な意義が高い。

また、部活動を実施する上で、けがの防止や心身のリフレッシュ、生徒の学校生活への影響を考慮すると休養日や活動時間を設定し、部活だけではなく多様な人々とのふれあい、様々な体験を充実させるなど、生徒がバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

一方で、教師が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、部活動指導が過度な負担にならないように配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、効率的かつ効果的に行われる必要がある。

ついでには、北海道教育委員会が、スポーツの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」を参考に岩内地域性や環境及び各学校の実態を考慮し、運動部活動と文化部活動を区別することなく、一体的な「岩内町立学校に係る部活動の方針」を策定するものとした。

方針の基本的スタンス

- 国のガイドライン及び道の部活動の在り方に関する方針に則るとともに、町の地域性など状況を踏まえた内容とする。
- 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- 各学校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。

方針の内容（主なもの）

1. 適切な運営のための体制整備

●部活動に係る方針の策定

- ① 校長は、「部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 校長は、活動方針を学校のホームページ等で公表するとともに、年間の活動計画並びに毎月活動計画及び活動実績を作成、報告させる。
- ③ 各部活動の顧問は、年間の活動計画並びに毎月活動計画及び大会出場等に要する経費等を生徒、保護者に知らせるなどして生徒、保護者の理解を得る。

●指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、可能な限り、部活動ごと複数の顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築される

よう努める。

- ② 校長は、教師の部活動への関与について「学校における働き方改革アクションプラン（行動計画）などを踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行い教職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組に努める。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

●運動部活動における適切な指導の実施、●文化部活動における適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底するとともに、取組に当たって、学校保健安全法等も踏まえるよう留意する。
- ② 校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底する。
 - 1 スポーツ医科学の見地などから休養を適切に取る必要があること。
 - 2 生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎をや培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

●部活動用指導手引の普及・活用

- ① 校長は、関係団体等が作成した指導手引を活用して、合理的かつ効率的、効果的な指導を行うよう指導する。

3. 休養日及び活動時間等の設定

- ① 生徒が、部活動を含めた種々の活動及び休養などバランスが取れた生活時間を送ることができるよう、つぎのとおり基準を設定する。
 - ア 学期中は、休養日（平日は1日、土、日、祝日は月1日以上及び学校閉庁日）を設ける。

ただし、大会やコンクール等が開催される前1月以内でやむを得ず活動を行う場合は、可能な限り代替えの休養日を設ける。
 - イ 長期休業日の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。
 - ウ 1日の活動時間は、平日で2～3時間、土、日、祝日及び長期休業は、半日程度。

ただし、大会やコンクール等が開催される前1月以内及び練習試合や合宿でやむを得ず活動を行う場合は、この限りではない。
- ② 地域特性上から降雪のため屋外での活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動等についても、上記の基準を原則とするが、ある程度長期の休養期間を設けることを前提に特例の扱いする。

4. 生徒のニーズを踏まえた環境整備

- ① 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成
 - ア 校長は、生徒の多様ニーズに対応した活動ができる部活動の設置について検討する。
 - イ 校長は、生徒と部活動顧問の負担が過度にならないことなどを考慮した上で、実施の可否を判断する。

なお、長時間の移動に伴う合同練習等の実施に当たっては、バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮した実施回数とする。

②地域との連携等

ア 校長は、地域の実態に応じて、地域の人々の協力、社会施設の活用や地域団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ・芸術文化等の活動のため環境整備を進める。

5. 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、参加する大会、試合、コンクール、コンテスト等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6. 部活動の充実に向けて

●部活動指導の充実を図る取組

校長は、部活動の教育的意義を踏まえ、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう校内及び管内での普及に努める。

●部活動顧問と生徒の信頼関係づくり

① 指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努める。

② 部活動顧問と生徒の間に信頼関係があれば、指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は行わない。

●部活動内での生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり

① 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質、能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

●部家庭との連携を図る取組

校長は、部活動参観として保護者に部活動を公開する場を設けるなどして、保護者の部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

●障がいのある生徒の部活動の充実

校長は、部活動等を通じ、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。